

軽自動車税変更のお知らせ

平成28年度から軽自動車の税率が変更されます。三輪以上の軽自動車については、新車で新規登録した年月（初度検査年月）に応じて税額が決まります。初度検査年月は自動車検査証に記載されています。

種 別					税率（年税額）
原動機付自転車	総排気量が50cc以下				2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下				2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下				2,400円
	ミニカー				3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）				2,400円
	その他のもの（フォークリフト等）				5,900円
二輪の軽自動車	総排気量が125ccを超え250cc以下				3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの				6,000円
軽自動車	三輪	平成27年 3月31日以前に新車新規登録した車両			3,100円
		平成27年 4月 1日以後に新車新規登録した車両			3,900円
		平成14年以後に新車新規登録した車両			4,600円
	四輪以上	平成27年 3月31日以前に新車新規登録した車両（平成15年以降新車新規登録分）	貨物	営業用	3,000円
				自家用	4,000円
			乗用	営業用	5,500円
				自家用	7,200円
		平成27年 4月 1日以後に新車新規登録した車両	貨物	営業用	3,800円
				自家用	5,000円
		※ 1（軽課有り）	乗用	営業用	6,900円
				自家用	10,800円
		新車新規登録から13年経過した車両（平成14年以降新車新規登録分）	貨物	営業用	4,500円
				自家用	6,000円
		※ 2（重課）	乗用	営業用	8,200円
				自家用	12,900円

※ 1 グリーン化特例（軽課）

排出ガス、燃費性能の優れた三輪以上の軽自動車に、税額を軽減する特例です。

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日までに新車新規登録した三輪以上の軽自動車が対象です。

(1)75%軽減 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

(2)50%軽減 乗用：平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物：平成27年度燃費基準+35%達成車（平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る）

(3)25%軽減 乗用：平成32年度燃費基準達成車、貨物：平成27年度燃費基準+15%達成車（平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る）

種 別			グリーン化特例（軽減年税額）		
			(1)75%軽減	(2)50%軽減	(3)25%軽減
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円

※ 2 重課

新車新規登録から13年経過した環境に負荷の大きい三輪以上の車両は、税額を上乗せする重課が導入されます。

平成28年度は、平成14年以前に新車で新規登録したものが重課の対象となります。

◆名義変更・廃車手続きは 3 月末までに

軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどにかかる軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の所有者に対して課税されます。使用していない、または売買などで所有者が変わっている場合は、3 月末日までに名義変更や廃車の手続きをお願いします。

手続きをされない場合は引き続き使用中とみなされ、税金がかかります。車種によって手続き先など異なりますのでご注意ください。

▶問い合わせ・手続き先

- 原付、農耕用車両
多久市 税務課 市民税係 ☎75-2126
- 軽四輪、軽三輪、軽二輪（125cc超～250cc）
軽自動車検査協会 佐賀事務所 ☎050-3816-1754
- 自動二輪（250cc超～）
九州運輸局 佐賀運輸支局 ☎050-5540-2082

